

1. 「国有林野事業における問題」

1-①限られる政策予算の結果、木材生産事業投入の予算と人員が極めて限定的。

特に人員の減は木材生産林の経営、造林計画及び監督、立木販売に関する業務など幅広い業務を継続することは厳しい状況である。これらの事業を請け負う業者も高齢化などで事業を拡大したり多角化したりできないでいる。その為に自らの体力に合わせた小型の受注となり、それに対応した国有林の発注業務も事業量が増えることとなる。

1-②林道

10tトラックなどが通行できる可能性がある林道（公道も含む）密度は全体で 13m/ha、国有林のみが 6m/ha で効率の良い木材生産には程遠い状態にある。

現状の予算、人員規模ではこれらの問題が簡単には解決できるものでなく、その方向に確実に変化しているようにも見られない。

1-③「公共が故の制約と民営化による効率化余地」の問題が国有林にも存在する。

国有林野は民間事業に外部委託する各種請負事業を「なるべく数多くの、それも中小事業者にも参加機会が与えられる」ように業務や範囲を細分化し、原則として一般競争入札を行う。それも年度予算制度のため、毎年度発注となるものが多い。これらは、特に林業のように生物の成長と合わせる必要がある場合は、現状では現場作業が非効率になるばかりではなく、発注側に発生する事務負担と費用も多大となる。そこで国有林の民間管理の可能性を考えると単純な「民営化」は難しい。以前は特別会計を用いて、その木材生産を収益事業として行っていたことも考慮すると、経済林ともいえる「木材生産林」は、民間の事業・経営ノウハウを活用する「官民連携」が考えられる。そのやり方次第では財政再建や効率的な予算配分が可能になることも考えられる。

1-④将来的には経済林に対しての国の役割

木材生産事業という経済活動は原則民間に任せてその役割を民間に任せた森林の「モニタリング」等にとどめ、その従来予算と人員をより超長期の森林政策や公益目的に振り向けることが可能となると考える。保護すべき森林の管理や超長期の森林ビジョンの策定などを行う。

2. 民有林を含めた林業の経営の改善

2-①森林管理の基準、市町村に移管される森林管理への対策（国際的な認証制度の利用）

現在は森林が環境財と言われながら、森林の環境管理のガイドラインすら用意されていない。今後市町村の役割が高くなる中で、基本的な森林管理の方向を用意すべきであるが、それを国が作るのではなく、国際的な民間の森林認証制度が設定している原則・基準などを行政がうまく利用することで行政負担を下げるとともに、国際的に認められ、公表されている認証制度の森林管理の基準を使うことが、多くの市民に国内の森林管理を理解してもらう手法として使える。これは森林認証を取得することも一つの選択肢だが、原則と基準の主だったところを利用するだけでも大きな進歩となり、検討するよりは大きい。

2-②規制の強化と補助事業の単純化と運用の厳正化

今まで森林を所有していなかった企業や外資の森林管理への導入を進めるためには、今一度保安林などの扱いや、再生林の義務化、間伐技術・手法の再検討が必要。またソーラー発電の森林斜面への設置なども規制管理する制度が必要である。

補助事業や計画制度など厳しく決めて、ルーズな運用を行うことで発生しうるモラルハザードを防止しするために、現実的な制度に戻し、運用は厳しく行うことが重要となる。

2-③直接補助（上限を決めてそこまでなら掛かった人工数を求めて補助を支払う）などの方法を変える 規定間伐量、標準作業量、標準単価。

⇒作業への補助

合理化が進まない。採算が合わなくとも補助で作業員への支払いはできる結果、森林所有者への利益が出ない。需要に合わない木材が市場経済に沿わないまま市場に出される。

2-④フローの補助、プッシュの補助からストックへの補助、プルの補助へ

2-⑤森林組合が直接作業班を持たない。

2-⑥森林所有者の所得が発生しないことが制度から起きているか、単純な経済の動きで発生しているか

海外の例を見ると多くの国で林業は利益が出ている。林業では日本の様々な特殊性を注目した発言が多いが、それは地域特性であり、決して日本だけが特殊ではない。ではなぜ日本の林業が急速に力を落としてきたかを考えるべき。